

8月20日からの豪雨災害に係る仙北市支援事業一覧 (10/17 午後4時時点)

1 上桧木内仮設出張所の開設について

10月9日より当面のあいだ、上桧木内出張所の業務を山鳩館へ移転して行います。

連絡先：0187-49-2159

2 給水所について

断水に伴い設置した各給水所は、各戸の通水が確認できたため、9月2日をもって終了しました。

3 飲料水の提供について ※9月10日（水）をもって終了しました。

4 入浴に関すること

- ・ 【山鳩館の浴室開放について】 ※9月19日（金）をもって終了しました。
- ・ 【仮設シャワールの設置について】 ※8月30日（土）をもって終了しました。
- ・ 【西木温泉クリオン・東風の湯・花葉館の入浴無料について】

対象者：罹災証明をお持ちの方・ボランティアネームシールを所持している方

内容：上記3施設での入浴が無料となります。

※ クリオンへのバス送迎は、9月10日をもって終了しました。

【担当（連絡先）：総合防災課（0187-43-1115）】

5 トイレに関することについて ※断水の解消に伴い閉鎖しました。

6 災害ごみ等の取扱い

① 一般ごみ

通常通り（カレンダー通り）回収しています。

② 災害ごみ

ご自宅まで回収に伺うため、生活環境課（TEL：0187-43-3308）へ連絡してください。

③ 消毒について

ご自身で消毒できない方は、総合防災課（TEL：0187-43-1115）へ連絡してください。
調整の上、対応します。

④ 流入土砂について

自宅等に流入した土砂は、自宅前の道路に集めてくださるようお願いします。

後日、回収等を行います。

- ⑤ 倒壊した農業用ビニールハウス廃材（パイプ含む）や農業用マルチシート等について
排出をご希望の方は、各自で以下のとおりお持ち出しくださるようお願いいたします。

搬入場所：紙風船館敷地内（紙風船館建物裏に産廃ボックスを設置しています）

搬入可能期間：10月16日（木）～11月9日（日）

搬入可能時刻：8：30～16：00

※可能な限り泥等の汚れを払い落としてから積み込みをしてくださるようご協力をお願いします。

※ビニールごみや鉄パイプ廃材等は扱いやすいサイズに切っていただいてかまいません。

不明点については、生活環境課（TEL：0187-43-3308）へ連絡してください。

- ⑥ 農地へ流入した流木や木片、草類（流入した芦・葦等）、その他のごみ類について

排出をご希望の方は、各自で以下のとおりお持ち出しくださるようお願いいたします。

搬入場所：旧上桧木内小学校敷地内

搬入可能期間：10月16日（木）～11月9日（日）

搬入可能時刻：8：30～16：00

※可能な限り分別をお願いいたします。

不明点については、生活環境課（TEL：0187-43-3308）へ連絡してください。

- 7 仙北市災害ボランティアセンターについて ※10月15日（水）をもって終了しました。

- 8 高齢者相談窓口について ※8月29日（金）をもって終了しました。

- 9 西木北部デマンドタクシー無料措置について

※秋田内陸線が10月18日（土）より全線運転再開の見込みのため、西木北部デマンドタクシーの無料措置は10月17日（金）をもって終了となります。

対象者：上桧木内全域、桧木内地区で被災された方、内陸線通学定期利用者、内陸線通勤定期利用者

内容：デマンドタクシーを無料とします。

【担当（連絡先）：まちづくり課（0187-43-3315）】

- 10 防災伝達システム「戸別受信機」の貸与について

防災情報取得のため、戸別受信機を貸与いたします。

仙北市公式LINE、安全安心メールで情報を受け取ることが可能ですが、必要な方は、仙北市総合防災課にお問い合わせください。

【担当（連絡先）：総合防災課（0187-43-1115）】

1 1 税務課から減免のお知らせについて

今回の豪雨災害により被災された方々について、市税の減免対象となる場合があります。

詳しくは税務課にお問い合わせください。

対象：市県民税・固定資産税・国民健康保険税

※納期が過ぎてしまったものや、すでに納付していただいているものについては対象外です。

【市民税・国民健康保険税 担当（連絡先）：税務課 市民税係（0187-43-1117）】

【固定資産税 担当（連絡先）：税務課 固定資産税係（0187-43-1109）】

1 2 国保市民課から減免等のお知らせについて

今回の豪雨災害により住宅、家財その他の財産に著しい損害を受けた方々について、保険料の減免や医療機関での一部負担金が免除、徴収猶予の対象となる場合があります。詳しくは国保市民課までお問い合わせください。

対象：後期高齢者医療保険料・国民年金保険料

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方の医療機関での一部負担金

【担当（連絡先）：国保市民課 国民年金係（0187-43-3316）】

1 3 住宅の応急修理制度について

住宅が準半壊以上の被害を受け、自らの資力では修理できない世帯を対象に、日常生活に不可欠な台所やトイレ、居室など最低限の応急修理にかかる費用を支援します。

詳しくは建設課へお問い合わせください。

【担当（連絡先）：建設課（0187-43-2295）】

1 4 農地や農業用施設の復旧支援について

農林整備課では、大雨により被災した農地や農業用施設の情報を集めています。被害を受けた方は農林整備課へご連絡ください。国の補助金、県の補助金、市の補助金を活用し早期の復旧を目指します。

また、被災した農地（田・畑）および農業用施設（水路・農道）等の原型復旧のための工事費に対する助成をします。（例）農地への堆積土砂の撤去、崩落した畦畔の復元、水路溝畦の復元 等

※残存している稲については、刈り取り可能であればご対応ください。

※小規模の農地復旧や、施設の復旧などを自前で行われる場合は、補助対象となる場合がありますので、作業前、作業後を写真で記録するようお願いいたします。

詳しくは、農林整備課へお問い合わせください。

【担当（連絡先）：農林整備課（0187-43-2207）】

1 5 被災中小企業の再建を支援します

- ①令和7年8月20日からの大雨により被災した中小企業（農林水産業を除く）のための補助金制度です。被害を受けた事業所の再建経費の5分の4以内、一事業者あたり50万円（常時雇用5人以上の場合は100万円）まで補助します。

【担当（連絡先）：商工課（0187-43-3351）】

- ②秋田県の日本政策金融金庫および商工組合中央金庫では、運転資金、設備資金の融資を別枠で受けられるほか、既存の融資制度（マルセ、小口マルセ）も利用できます。詳しくは、商工会へお問い合わせください。

【担当（連絡先）：仙北市商工会角館本所（0187-54-2304）】

【担当（連絡先）：仙北市商工会田沢湖支所（0187-43-0372）】

【担当（連絡先）：仙北市商工会西木支所（0187-47-2130）】

1 6 水道料金・下水道使用料の減免処置について

上桧木内地区の北部、浦子内、比内沢配水区の世帯、桧木内地区の除野、中里、長戸呂地区の浸水被害等を受けた一部世帯を対象に、令和7年8月使用分の水道料金・下水道使用料を全額免除することとします。詳しくは上下水道課へお問い合わせください。

【担当（連絡先）：上下水道課（0187-43-2296）】

1 7 介護保険料等減免のお知らせ

このたびの大雨被害により、第1号被保険者（65歳以上）本人または主たる生計維持者が、水害等の災害により住宅・家財・その他財産に著しい損害を受けた場合は、介護保険料及び介護サービスの利用料が減免になる場合があります。詳しくは介護保険事務所へお問い合わせください。

対象：介護保険料（申請日から7日後以降に納期が到来する、令和7年度分の保険料）

介護保険利用者負担額（1割から3割の利用者負担分であって、申請日の属する月から最大で6ヶ月間）
（問い合わせ・申請先）

大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所保険給付班（0187-86-3911）

（申請先）

長寿支援課（0187-43-2281）

西木市民センター（0187-43-2200）

田沢湖市民センター（0187-43-1147）

【担当（連絡先）：長寿支援課（0187-43-2281）】

1 8 秋田県からの情報について（大雨で被災された方への支援情報）

秋田県ホームページに大雨で被災された方への支援情報が掲載されています。
ぜひご確認ください。

内容：り災見舞金の給付、災害援護資金貸付金制度、家屋の復旧作業ポイント、
生活福祉資金制度による貸付、住宅リフォーム推進事業など

【担当（連絡先）：総合防災課（0187-43-1115）】



秋田県 HP

1 9 NHK 放送受信料の免除について

今回の豪雨災害により住宅が被害にあった方は、受信料が全額免除になります。

免除の対象：住宅が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水した方

免除の期間：令和7年8月から9月まで（2か月間）

お手続き方法：NHK ナビダイヤル・郵送・公式 HP のいずれか

NHK ナビダイヤル（0570-077-077） 受付時間：午前9時～午後6時

※上桧木内仮設出張所内に放送受信料免除申請書を置いてありますのでご活用ください。

※放送受信料免除の申請には、り災証明書が必要です。



NHK HP

2 0 電気料金等の特別措置について（東北電力株式会社）

今回の豪雨災害により、住宅が被害にあった方は、下記のとおり、特別措置を受けることができます。

特別措置の対象：住宅が床上浸水・床下浸水した方

特別措置の内容：電気料金の支払期日の延長、災害時から不使用となった期間の基本料金の免除、
工事費負担金等の免除、被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

特別措置の内容や申込方法の詳細につきましては、東北電力カスタマーセンターまでお申し出ください
ますようお願いいたします。

フリーダイヤル（0120-066-774）受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時

2 1 大雨被害についての無料電話相談について

今回の豪雨災害の被害に遭われた方のための電話による無料相談を実施します。

豪雨災害によりお困りのこと（住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等）がありましたら、
なんでも弁護士にご相談ください。

実施期間：9月29日から12月26日まで（土日祝日等を除く）

申込方法：下記の電話番号へ電話して「大雨に関する無料電話相談」を希望する旨お申し出くだ
さい。受付後、担当弁護士より電話をかける方式で無料法律相談を実施します。

※担当弁護士からの連絡には数日かかる場合があります。

電話番号：018-896-5599（秋田弁護士会法律相談センター）

9時30分～16時30分（土日祝日等を除く）

上記の情報は10月16日(木)午後4時時点の情報です。
最新の情報は仙北市公式 HP をご確認ください。



仙北市 HP